

議案第13号

調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月27日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

市議会議員の議員報酬月額及び旅費を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年調布市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「640,000円」を「650,000円」に、「580,000円」を「585,000円」に、「550,000円」を「555,000円」に改める。

第6条第1項中「旅行」を「出張」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）に定める指定職職員の例による。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。